府　令

○内閣府令第八号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第四十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二号中「、第五十七条の二十六第二項」を「及び第五十七条の二十六第二項、同法第六十三条の三第二項において準用する同法第六十三条の六並びに同法」に改める。

附　則

この府令は、平成二十八年三月一日から施行する。

○内閣府令第九号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）及び関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月一日　　内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号イ中「第五号まで」を「第六号まで」に改め、同号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該役員及び重要な使用人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第九条第三号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　登録申請者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を当該登録申請者及び重要な使用人の氏名に併せて法第二十九条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該登録申請者及び重要な使用人の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十条第一項第一号を次のように改める。

一　法第二十九条の二第一項第一号に掲げる事項について変更があった場合　次に掲げる書類

イ　当該変更に係る事項を記載した登記事項証明書（個人であるときは、住民票の抄本）又はこれに代わる書面

ロ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、イに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二十条第一項第三号ハ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第一号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百八条の二十中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第五十七条の十三第一項の書類に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百八条の二十二第二号ハ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて届出書に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百二十一条中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七　役員等の婚姻前の氏名を当該役員等の氏名に併せて法第六十条の二第一項の許可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員等の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百二十二条第三号ロ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百二十二条第七号ロ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十八号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百三十二条の五中第十三号を第十四号とし、第七号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　役員等の婚姻前の氏名を当該役員等の氏名に併せて法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の二第一項の許可申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該役員等の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百三十二条の七第三号ロ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百三十二条の七第七号ロ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第十九号の二により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百六十条第一号中ニをホとし、ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　役員の婚姻前の氏名を当該役員の氏名に併せて法第六十六条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該役員の婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百六十条第二号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ　婚姻前の氏名を、氏名に併せて法第六十六条の二第一項の登録申請書に記載した場合において、ロに掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百六十三条第一項第二号ロ中(4)を(5)とし、(3)を(4)とし、(2)の次に次のように加える。

(3)　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、(2)に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面

第二百六十三条第一項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二　婚姻前の氏名を、氏名に併せて別紙様式第二十四号により作成した変更後の内容を記載した書面に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該婚姻前の氏名を証するものでないときは、当該婚姻前の氏名を証する書面